

## 概要

- 成長戦略推進の観点から、早期割当てが可能な帯域(3,456MHz以上の帯域)の割当てを先行
- 4Gの特長である「最速1Gbps」を可能にするため、1者当たり40MHz幅を3者に対して割当て  
今回の割当て対象帯域



## 審査基準 (中間とりまとめの関連部分)

### <絶対審査基準>

- 認定から4年後の年度末までに、各総合通信局の管轄区域内の人口カバー率が50%以上になるように特定基地局を配置しなければならない。  
※約500m四方の区域ごとにエリア化の有無を判定して算出
- 携帯電話の免許を有しない者(MVNO)に対する卸電気通信役務又は電気通信設備の接続の方法による基地局の利用を促進するための計画を有していること
- 提供しようとするサービスについて、利用者の通信量需要に応じ、多様な料金設定を行う計画を有すること
- 申請者と以下の関係にある法人等がこの割当てに対する申請を行っていないこと
  - ① 3分の1以上の議決権を保有する関係にある法人等
  - ② 5分の1超3分の1未満の議決権保有関係にあり、次のいずれかの場合に該当する法人等
    - － 一方が他方の筆頭株主である場合
    - － 周波数を一体的に運用している場合
  - ③ 申請者の代表権を有している者が、代表権を有する役員を兼任している法人等
  - ④ 申請者の役員の総数の2分の1超を自己の役職員が兼任している法人等
  - ⑤ 申請者の役職員が、役員の総数の2分の1超を兼任している法人等

### <競願時審査基準>

- 認定から4年後の年度末における、特定基地局の人口カバー率(5%刻み。以下同じ。)がより大きいこと
- 特定基地局の運用に必要な電気通信設備に係る次に掲げる対策その他電気通信設備の安全・信頼性を確保するための対策に関する具体的な計画がより充実していること
  - ①人為ミスの防止、②設備容量の確保、③ソフトウェアバグの防止
- 申請者に指定済周波数を割り当てていないこと又は申請者に割り当てている周波数(グループ関係にある免許人の周波数を利用している場合は当該免許人の周波数を含む)の幅に対する当該周波数に係る電気通信役務の契約数(グループ関係にある免許人の周波数を利用している場合は当該免許人の契約者数を含む)がより大きいこと  
※ 周波数を一体運用する他の携帯電話事業者又はBWA事業者がある場合、当該事業者の周波数及び契約数を通算する。
- 認定から2年後の年度末における特定基地局又は指定済周波数を使用する基地局によるエリア外人口の解消数がより多いこと(100人単位で多寡を比較)

絶対審査基準を満たす者が4以上の場合は、競願時審査基準により審査

# 地域BWAに係る制度整備について

電波政策ビジョン懇談会中間とりまとめ (H26.7.11)

- ▶ 地域BWAの「地域の公共の福祉の増進に寄与」という制度趣旨・意義については維持
- ▶ 制度施行から6年経過する中で多くの市町村で無線局が開設されていない状況から、既存事業者や新規参入希望者の意向を考慮しつつ、次の周波数有効利用を促進。

① 周波数有効利用を可能とする**WiMAX R2.1AEやAXGP方式を速やかに地域BWAに適用**。

② 提供すべき公共サービスに関し**市町村との連携等を要件**として明確化。

③ 地域BWAに全国事業者及びその関連事業者がそのまま参入することについては、**公平な競争環境の維持を図るため適切な措置**を講じる。

④ ①～③の効果を見極め、地域BWAの新規参入が進まず、またMVNOとしての事業展開の拡大が見込まれる場合には、所要の経過期間を講じた上で、当該期間経過後においてもなお利用されていない地域について現在の割当を見直し、**全国バンド化を検討**すること。

【中間とりまとめ結果を受けた制度改正】

意見募集:平成26年7月26日～8月25日

高度化システムの導入  
・電波法関係審査基準の一部変更

平成26年9月10日 電波監理審議会 諮問予定

地域の公共の福祉の増進に寄与する計画を有することの担保  
・無線局(基幹放送局を除く。)の開設の根本的基準の一部改正  
・周波数割当計画の一部変更

免許主体要件の適正化  
・電波法関係審査基準の一部変更  
(全国BWA・携帯電話事業者、その関連事業者等を除外)

平成26年10月より施行予定

①～③の効果を見極め今後検討